

平成27年度10月以降の掛金率（厚生年金保険においては保険料率）と負担金率

（平成27年度、単位：％）

費用の区分		組合員の区分	組合員の掛金率		地方公共団体の負担金率		合計	
			掛金率（保険料率）		給料	期末手当等	給料	期末手当等
短期給付事業	短期分	一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員 在職派遣職員	48		48.49		96.49	
		長期組合員 市町村長長期組合員	1.92		2.21		4.13	
		任意継続組合員	96	—	—	—	96	—
	介護分	一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員 在職派遣職員	5.6		5.6		11.2	
		任意継続組合員	11.2	—	—	—	11.2	—
		第三号厚生年金被保険者	86.39		126.59 (内40.2は公的負担金)		212.98 ^{※1}	
退職等年金	一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員 在職派遣職員 長期組合員 市町村長長期組合員 在職派遣職員	7.5		7.5		15		
経過的長期	一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員 在職派遣職員 長期組合員 市町村長長期組合員 在職派遣職員	—		0.263		0.263		
福祉事業	一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員 在職派遣職員	1.8		1.8		3.6		

- (注) (1) 厚生年金保険における「第三号厚生年金被保険者」とは70歳未満の組合員となります。
 (2) 任意継続組合員の掛金は、短期給付事業の掛金率と負担金率の合計で96/1000です。ただし、40歳以上65歳未満の任意継続組合員は介護保険の掛金率と負担金率の合計の率で11.2/1000が別途加算されます。
 (3) 短期給付事業の負担金率には、公的負担として地方公共団体が負担する財政調整負担金、並びに育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担金が含まれています。
 (4) 一般組合員には、特別職組合員・臨時職員・嘱託職員が含まれます。また、長期組合員には、特別職長期組合員が含まれます。
 (5) 短期給付事業の介護分については、40歳以上65歳未満の組合員から徴収します。
 (6) 上記の率は、いずれも標準報酬月額及び標準期末手当等に対する率です。
 (7) 長期組合員の短期給付事業のうち、短期分については育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分のみが掛金と負担金の対象となります。

※1 厚生年金保険料の計算方法は次のとおりです。

- ① 給与支給機関において納付すべき保険料額を算出する。
報酬月額総額×公的負担金を除く保険料率の合計（172.78）（端数切捨て）
- ② 組合員保険料を算出する。
標準報酬月額×保険料率÷2（個人ごとに端数切捨て）
- ② 事業主負担分を算出する。
給与支給機関における保険料額①－組合員保険料の合計②

なお、上記計算は会計支出科目ごとに行うこともできます。